

功労スキー指導者規程

(目的・資格)

第1条 この規程は、スキー指導員又はスキー準指導員の資格を有し、取得後20年以上を経過し、当該年度の1月1日現在60歳以上の者で加盟団体長が推薦する者を、スキー指導員にあつては功労スキー指導員、スキー準指導員にあつては功労スキー準指導員として顕彰し、認定に関して必要なことを定める。

(推薦)

第2条 加盟団体長は、第1条に該当する希望者を選考し、9月30日までに本人の同意を得て本連盟理事会に推薦することができる。なお、推薦にあつては、有効なスキー指導者資格を保有していなければならない、資格が停止または喪失している場合は認められない。

(認定)

第3条 理事会において認定する。

(公認料)

第3条の2 功労スキー指導員及び功労スキー準指導員の認定を受けた者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を、所属加盟団体を経て本連盟へ納入しなければならない。

(認定証)

第4条 功労を証するため、認定証及びバッジ(実費配付)を付与する。

(特典)

第5条 指導者研修会の出席義務を免除する。

(資格の喪失)

第6条 功労スキー指導員又は功労スキー準指導員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、理事会の決定により資格を喪失する。

- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき
- (2) 本連盟の規約に違反し、指導員としての体面を汚すような行為があったとき
- (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

2 功労スキー指導員又は功労スキー準指導員の資格を返上したいときは、加盟団体長を経て、本連盟会長にその旨を届け出る。

(登録料の納期)

第7条 第1条に定める功労スキー指導員又は功労スキー準指導員は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに加盟団体を経て本連盟に納入しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和58年8月	制定
昭和61年5月	改訂
平成4年12月12日	改正
平成6年11月7日	改正
平成12年9月20日	改正

平成14年11月 5 日	改正
平成15年 6 月27日	改正
平成16年 6 月25日	改正
平成16年11月 2 日	改正
平成23年 9 月20日	改正
平成25年 7 月 9 日	改正
平成27年 7 月14日	改正
平成27年12月15日	改正
平成29年 7 月15日	改正